

家庭ごみの処理の仕方

決められた場所に出す場合

<燃やせるごみ>

- ①必ず『**大村市の指定ごみ袋**』に入れて出してください。
『**大村市の指定ごみ袋**』以外で出された場合は収集できません。
- ②午前8時30分までに、週2回の決められた収集日に、決められた場所へ出してください。
- ③転入や転居により集積所が新たに決まったら、環境センターへの届けが必要です。…P3 参照

<資源物> (かん、びん、古紙類、古布類、ペットボトル、白色トレイ・その他プラ)

- ①古紙類は「新聞・ちらし」「雑誌・紙類」「段ボール」に分けてひもでくくって出してください。
- ②古紙類以外の資源物は『**市販の無色透明の袋**』及び専用コンテナに入れて出してください。
- ③毎月1回の町内で決められた『**資源物収集日**』に出してください。・・・P8からP14 参照
白色トレイ、その他プラは原則『**燃やせないごみ収集日**』に出すようになっていますがそれぞれの町内のルールの出し方がありますのでご確認ください。
- ④午前8時30分までに出してください。ただし、町内会等で独自にルールを決めている場合は、この限りではありません。

<燃やせないごみ>

- ①毎月1回の町内で決められた『**燃やせないごみ収集日**』に出してください。
- ②基本的に一人で持てるものです。一人で持てないような大きい物は環境センターへ直接搬入してください。
- ③木片など、バラける物はひもでくくって出してもらるか、『**市販の無色透明の袋**』に入れて出してください。
※ 1.8メートル以下に切って2束程度を出してください。
※ 一時的に多量に出たごみについては、環境センターへ直接搬入してください。
- ④午前8時30分までに出してください。ただし、町内会等で独自にルールを決めている場合は、この限りではありません。

環境センターへ搬入する場合（事前連絡が必要です）・・・・・・・・・・P36 参照

- 搬入する全のごみについて「ごみ処理手数料(有料)」がかかります。
50kgまで200円、50kgを超えた場合、50kgまでごとに100円の加算となります。

<燃やせるごみ>

- 「市販の無色透明の袋」に入れてください。
指定ごみ袋で搬入された場合、袋の返却はできません。

<資源物><燃やせないごみ>

上記の**決められた場所に出す場合**と同様の分別をして搬入してください。

古紙類はひもでくくってください。
古紙類以外の袋に入るものは分別して、それぞれ「市販の無色透明の袋」に入れてください。